

必ずお読みください

2017年1月

2016年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

傷害保険等 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

東京海上日動では、2016年10月1日以降始期契約より、傷害保険等について、以下のとおり商品を改定いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 改定対象の商品

| 改定する商品 | | |
|--|-------------------------|------------------------|
| ① | ② | ③ |
| 団体総合生活保険 | | |
| ・ 傷害 傷害補償 (こども傷害補償を含みます) ・ 医療 医療補償 ・ GLTD 団体長期障害所得補償 ・ 賠償 賠償責任に関する補償 ・ 財産 財産に関する補償 | ・団体長期障害所得補償保険 (GLTD) | ・普通傷害保険*1 ・国内旅行傷害保険 |

*1 フルガード保険特約をセットした契約も含まれます。

2 主な改定点

(1) 各商品共通の改定内容

| 改定項目 | 概要 |
|----------------------------------|---|
| 死亡保険金受取人指定時の取付書類に関する改定 | 「死亡保険金受取人指定に関する同意書」への実印の捺印と本人確認書類の印鑑証明書の取付によって本人の同意を確認している契約について、「死亡保険金受取人指定に関する同意書」への署名と、更新期限がある顔写真付の公的証明書(写)(運転免許証またはパスポート等)での対応を可能とします。 ※団体総合生活保険(医療補償の全員加入契約)、医療保険(1年契約用)の保険金受取人指定規定も同様に改定します。 |
| 超Tプロテクションとの団体割引・損害率による割増引の合算適用不可 | 従来、「Tプロテクション」と団体割引を合算適用していた契約について、「Tプロテクション」は新商品「超Tプロテクション」へ商品移行するため、団体割引・損害率による割増引の合算の対象外となります。 |

(2)各商品固有の改定内容

各改定項目ごとに、以下のとおり改定を実施いたします。

[①団体総合生活保険については、**「傷害」**等のマークのある補償のみ改定します。]

| ① | ② | ③ | 改定項目 | 概要 |
|------------------------|---|---|-------------------------------------|---|
| 傷害 | | ○ | みなし通院「ギプス等」の定義の明確化 | 実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「ギプス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具（サポーター、テーピング等）を明記します。 |
| 賠償 | | | 賠償責任に関する補償における保険の対象となる方の範囲の改定 | 個人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約等において、賠償事故を起こした保険の対象となる方が責任無能力者の場合に、その方の親権者や監督義務者を保険の対象となる方に追加します。 |
| 賠償 | | | 職務遂行免責の緩和 | 個人賠償責任補償特約において、従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故については補償の対象とします。 |
| 賠償 財産 | | | 携行品特約、住宅内生活用動産特約、受託品賠償責任補償特約の免責規定改定 | 従来補償の対象外としていた「液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた破損等による損害」を補償の対象とします。 |
| 医療 | | | 難病法改正に伴う改定 | 難病法の改正に伴い、保険金請求時に提出をお願いする受給者証として、医療受給者証を対象に追加します。また、保険金の支払対象となる疾病を個別に列挙する方式に変更しました（対象となる疾病の範囲は難病法施行前と同一です。）。 |
| GLTD | ○ | | 第2類・第3類・第4類団体における就業障害の定義に関する引受基準の改定 | 共済会や労働組合等を団体とした契約（第2類・第3類・第4類団体に限ります。）において、保険の対象となる方が企業の従業員である場合には、選択可能な就業障害の定義を拡大します。 |

(3)団体総合生活保険(①)固有の改定内容

| 改定項目 | 概要 |
|------------------|--|
| 団体総合生活保険の対象契約の拡大 | <p>「団体総合生活保険」において、以下の契約の引受けを可能とします。</p> <p>①一般団体契約の全員加入契約（加入勧奨を行わない契約、または、保険料負担者がご契約者である契約）</p> <p>②その他団体契約*1（前年度契約の始期日時時点の被保険者数が6名以上の契約のみに限ります。）</p> <p>*1 所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、医療補償基本特約、がん補償基本特約をご契約いただくことはできません。</p> |

3 商品・特約・契約方式の廃止

下記の商品・特約・契約方式を廃止させていただきますので、ご了承の程、宜しくお願い申し上げます。

| 改定項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|-----------------|-------|------------------------|----------------|------------------|------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------------|--|------------------------|--------|------------------|--------|
| 新積立傷害保険の販売中止 | 日銀のマイナス金利政策の導入後、市場金利は低下状況にあることを踏まえ、新積立傷害保険（ファイン（積立普通傷害保険）、積立交通傷害保険）の販売中止します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 一部特約・契約方式の販売中止 | <p>商品・特約ラインナップの見直しの観点から、お客様にご契約いただいている件数が少ない特約・契約方式について、販売を停止いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売中止する主な特約・契約方式</th> <th>対象の商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別危険補償特約（特別危険な場合の料率）*2</td> <td>団体総合生活保険（傷害補償）</td> </tr> <tr> <td>特別危険補償特約（運動危険）*2</td> <td>団体総合生活保険（傷害補償、こども傷害補償）</td> </tr> <tr> <td>特別危険補償特約（医療費用補償用）（運動危険）*2</td> <td>団体総合生活保険（こども傷害補償）</td> </tr> <tr> <td>通院保険金対象日数 1,000 日でのお引受け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別危険担保特約（特別危険な場合の料率）*2</td> <td>普通傷害保険</td> </tr> <tr> <td>特別危険担保特約（運動危険）*2</td> <td>普通傷害保険</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2 販売中止に伴い、以下の場合に被った傷害等は補償の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山岳登山、スカイダイビング、職務以外での航空機操縦等の危険な運動を行っている間 ・オートバイ競争選手・自動車競争選手等の危険度の高い職業に従事している間（団体総合生活保険のみ）や、自動車等による競技・競争などを行っている間 | 販売中止する主な特約・契約方式 | 対象の商品 | 特別危険補償特約（特別危険な場合の料率）*2 | 団体総合生活保険（傷害補償） | 特別危険補償特約（運動危険）*2 | 団体総合生活保険（傷害補償、こども傷害補償） | 特別危険補償特約（医療費用補償用）（運動危険）*2 | 団体総合生活保険（こども傷害補償） | 通院保険金対象日数 1,000 日でのお引受け | | 特別危険担保特約（特別危険な場合の料率）*2 | 普通傷害保険 | 特別危険担保特約（運動危険）*2 | 普通傷害保険 |
| 販売中止する主な特約・契約方式 | 対象の商品 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別危険補償特約（特別危険な場合の料率）*2 | 団体総合生活保険（傷害補償） | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別危険補償特約（運動危険）*2 | 団体総合生活保険（傷害補償、こども傷害補償） | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別危険補償特約（医療費用補償用）（運動危険）*2 | 団体総合生活保険（こども傷害補償） | | | | | | | | | | | | | | |
| 通院保険金対象日数 1,000 日でのお引受け | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別危険担保特約（特別危険な場合の料率）*2 | 普通傷害保険 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別危険担保特約（運動危険）*2 | 普通傷害保険 | | | | | | | | | | | | | | |

このご案内は、2016年10月1日始期以降の傷害保険等の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり（約款）」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。